

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	子ども未来応援課

契約業者名・住所	公益社団法人 家庭問題情報センター 千葉ファミリー相談室 代表 廣野 武 千葉県千葉市中央区中央3-10-6 北野京葉ビル3階
工事等の名称	松戸市養育費等支援事業及び親子交流支援事業業務委託
工事等の場所	松戸市が指定するところ
種 別	業務委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	147,000 円（単価合計）
工事等の概要	本事業は、離婚によって子どもが受ける心理的・経済的負担を最小限にとどめ、子の健やかな成長を促すため、養育費相談支援員が離婚前後の保護者を支援し、養育費の継続的な受け取りと適切な親子交流の実施を支援することを目的とする。
随意契約の理由	本事業は、離婚によって子どもが受ける心理的・経済的負担を最小限にとどめ、子の健やかな成長を促すため、養育費相談支援員が離婚前後の保護者を支援し、養育費の継続的な受け取りと適切な親子交流の実施を支援することを目的とする。 そのため、業者の選定にあたっては、①養育費等に関する専門的な知識を有する者、②スーパーバイザーとして、相談員への適切なアドバイスができる者③離婚前後の様々な家族の状況を理解している者、④離婚に関する様々な法的手続きなどの知識を有する者、⑤親子交流支援の経験がある者であることが条件となる。 選定業者である「公益法人家庭問題情報センター 千葉ファミリー相談室」は、主に家庭紛争の調整や非行少年の指導に携わってきた元家庭裁判所調査官から構成され、調停委員経験者、臨床心理士などが会員となる専門家集団であり、親子交流に関する経験と専門知識などを有するとともに、親子交流支援に関する実績

	と十分な体制が確保されており、千葉県の子家庭等就業・自立支援センター事業のうち、親子交流についての再委託先にもなっている。 本事業は、高度な専門知識、経験が必要とされることから、千葉県において既に十分な実績を持つ「公益法人家庭問題情報センター 千葉ファミリー相談室」が事業実施においてもっとも適切な業者であると考えている。 以上のことから、養育費等支援事業及び親子交流支援事業業務委託は、「その性質又は目的が競争入札に適しない」と判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、下記事業者を選定することが妥当かつ適法であると思料する。
--	---